

## 論文の要約

氏名：堀 川 徹

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：日本古代における地域支配制度の研究

学位請求論文目次：

序章 地域支配制度研究への視角	1
第一章 人制から部民制へ	9
はじめに	
第一節 先行研究の整理	
第二節 人制の示す範囲とその構造	
第三節 部民制の構造と展開	
おわりに	
第二章 県・県主制の制度的性質	23
はじめに	
第一節 先行研究の整理と課題の確認	
第二節 三嶋竹村屯倉設置説話の解釈	
第三節 労働力の徴発からみる県・県主の位置づけ	
おわりに	
第三章 制度史的視角からみた国造制の成立	36
はじめに	
第一節 研究史と問題点の抽出	
第二節 国造制の成立基準	
第三節 「国」と国造制の成立	
おわりに	
第四章 ミヤケ制の位置づけとその射程	52
はじめに	
第一節 通説の形成	
第二節 通説形成以降のミヤケ制研究	
第三節 ミヤケ制研究の課題と射程	
おわりに	
第五章 武蔵国造の乱と橘花ミヤケ	62
はじめに	
第一節 武蔵国造の乱からみる六世紀の南武蔵	
第二節 ミヤケと評家	

おわりに	
第六章 評制の史的前提と史的意義	74
はじめに	
第一節 先行研究と分析視角	
第二節 評制の史的前提（一）—国造制—	
第三節 評制の史的前提（二）—部民制—	
第四節 評制の史的前提（三）—国造制と部民制の関係—	
第五節 評制の史的意義	
おわりに	
第七章 評制の展開と国司・国造	92
はじめに	
第一節 本章の検討視角と課題設定	
第二節 郡司と評官人—評官人の任用システム（一）	
第三節 国司の常駐と国擬の開始—評官人の任用システム（二）	
第四節 大化以降の評官人任用システム—鍾匱の制とその後—	
第五節 評制下の国造	
おわりに	
終章 日本古代における地域支配制度	116
第一節 各章のまとめ	
第二節 律令制成立以前における地域支配制度の展開	
参考文献一覧	124
初出一覧	132

論文の要約：

日本古代史において国家形成という問題は、文献史学や考古学、人類学など様々な分野から学問的アプローチがなされてきた。とりわけ文献史学の場合、近年ではエンゲルスの『家族、私有財産および国家の起源』を基準として研究が進められ、そこでは官僚、租税、軍事・警察、領域による人民の区分が国家の指標とされてきた。しかし一方で石母田正は、これまでの国家に関する理論が西欧型の国家から析出されたもので、日本においては安易な適用ではなく新たな国家理論を生み出していく作業の必要性を説いている。そこで石母田はマルクスによる『資本主義的生産に先行する諸形態』でのアジア的共同体論と人類学の成果である首長制論を基礎とした在地首長制という概念において日本の古代国家を検討した。すなわち共同体を代表する首長層と一般共同体成員である人民の間に存在する人格的支配＝隷属関係が第一次的かつ基本的生産関係、すなわち首長に対する徭役労働と貢納であって、それを前提として二次的な国家対公民の支配＝隷属関係が実現するとする考え方である。

石母田は在地首長制について、令制下の郡司を典型とし、その淵源を国造制に求める。そして国造を、国家という政治的上部構造とのあいだを結ぶ結節点と捉え、国家とは具体的にはいかなる過程をとって社会から独立してくるかをしめすほとんど唯一の事例であるとする。すなわち国造制を日本の古代国家の成立を検討する素材として捉えた。国造制をこのように捉える見方は、石母田の国家論を継承する論者はもちろん、エンゲルスの論を継承する論者にあっても、国家成立の指標の一つとする領域による人民の区分と結びついたことにより、国造制研究の重要性とともに共通認識となり、その後の研究の増加につながるようになった。すなわち、エンゲルス・石母田どちらの国家論をイメージしても、国家形成過程を明らかにするためには民衆をどのように組織・支配しているか、という点が重要な論点として認識された。そしてこの視角は国造制研究にとどまらず、地域支配制度研究全体にまで波及することになる。

石母田の在地首長制論の提唱後、在地首長制がいかなる実体をもっていたかという方向に研究は進められてきた。そして地域支配制度研究も在地首長に代表される地域の有力者がいかなる発展段階のなかで王権に取り込まれてきたか、あるいは地域支配制度に包摂される在地首長がいかなる地域支配を行っていたか、という点で在地首長制論と結合することによってその実体化が目指されてきた。すなわち在地首長制を実体化することで国家形成史の具体像を析出しようとしたといえる。しかし在地首長制と地域支配制度を結合して捉えたゆえの問題もある。それはそれらの結合が、方法論的結合にとどまらず事実として融合していると認識されてしまうことである。すなわち石母田は在地首長制を確認するために国造制を素材としたが、そのことは国造制の制度的性質と在地首長の性格を融合させてしまうことになった。そしてそれは地域社会の実体のある程度明らかにする一方で制度的性質と在地首長の性格を見失う結果をもたらすことになった。具体的には在地首長がいかなる発展をとげてきたか、あるいは在地首長がいかなる実体を伴っていたかという視角に終始し、地域支配制度が本当に民衆までを支配しているシステムなのか、またそれによってどのような社会編成が行われていたのか、あるいはどのような支配論理が存在したのかという制度的性質まで十分に論じられていないことである。国家というものが自然発生的に生まれるのではなく、人間の営みによって生まれてくる以上、国家形成史を考えるためには在地首長制の実態という下からのベクトルの検討だけでなく、上からのベクトル、すなわち王権がいかにして在地首長および地域社会を認識し、組織・支配していたかという視角、すなわち地域支配制度の制度的性質をみる視角も必要である。在地首長制論それ自体は仮説として認めつつ、地域支配制度がどのようなものか、王権側の視角に特化したかたちで制度的性質に焦点をあてて検討し、改めて在地首長制論などの理論的枠組みや地域社会の実体と突き合わせて考える必要がある。

そのため本論文では在地首長制論などの理論的枠組みと地域支配制度の結合をいったん解き、制度史的視角に立ち返って検討を行う。地域支配制度を在地首長制論と切り離すことと国家形成史に対して言及することは決して矛盾するものではない。また制度史的視角から検討することは在地首長制論以前の先行研究の立場に単純に立ち返るものでもない。在地首長制論などの理論的枠組みに依拠してきたこれまでの地域支配制度研究を、改めて制度史的視角に立ち返る

ことで批判的に継承する。本論文では制度史的視角から民衆がどのように認識され、組織・支配されてきたのか、あるいはどのような支配論理が存在していたのかを明らかにすることを課題として設定し、律令国家に至る道程を明らかにする。この課題にこたえることは国家形成史を明らかにする一助となるだろう。

第一章では人制と部民制に焦点をあてた。人制と部民制は、地名や職掌を表す「某」と「人」または「部」が結合し、その名に基づいて王権との仕奉関係を結ぶ制度として捉えられてきた。時間軸の上では人制が先行し、部民制がその後成立してくることはおよそ共通理解となっていたが、それがどのように質的变化を起こすのか、あるいは起こさないのかという点についてはいまだ共通理解がない。そこで第一章では人制から部民制への質的变化の析出を課題として検討を行った。「人」や「部」が王権から与えられる表記であることを踏まえると、実態の変化より、王権が人制と部民制の構造をいかに認識していたかという点を検討する必要がある。すなわち実態に焦点を当てるより王権側からの視点から検討することが有効性を持つ。そのため人制と部民制それぞれの上番者の構成や仕奉関係を明らかにし、比較検討を経て質的差異を見出すことを目指した。その結果、人制は地域社会の中から人物が上番し、上番した先で集団に編成される構造を持つと捉えた。共同体から切り離され、二次的に編成された集団が王権に把握され、上番者の出身共同体は王権に把握されることはないことを明らかにした。編成された人間集団に対しては支配という表現になるが、俯瞰すればあくまで王権の運営にかかる職能集団の編成にとどまる。一方で部民制は、一般民衆層までを対象として編成される構造を持つ。上番した人物を編成するのではなく、一次的な集団を部民として設定していく。首長層を伴造とし、彼らを結節点として民衆層までを王民と捉えることで支配対象にする。部民制の施行に伴って一般民衆に対する支配という側面が生まれ、王民としてのイデオロギーを貫徹させる。そして人制から部民制へと展開するなかで、上記のような構造および支配の性質の変化を認めることができる。人制と部民制の構造と質的差異はこのように考えることができる。

第二章では県・県主について検討した。県・県主は古くから地域支配制度として国家形成史のなかに位置づけられてきた。それは井上光貞・上田正昭による国県制論争によって、国造制と並列的に扱われることによって明確化された。この傾向は石母田による在地首長制論と結合することで、余計に地域支配制度とする位置づけが十分に検討されないまま自明の前提として扱われてきた。しかし第一章で人制と部民制を検討した結果、五世紀末の人制の段階では「人」表記が付される人間の配下にある民衆まで支配が及んでいないと考えたことから、国造制成立以前に設置された県・県主にも同様のことが言える可能性があり、本章では前章の問題提起を受けてこれまで自明であった県・県主制が地域支配制度であるという前提に再検討を加えた。第二章ではまとまった説話が残っている三嶋竹村屯倉設置説話の労働力の徴発の様子を素材とした。そのなかで、王権は県支配下の民衆を徴発していない点、王権が国造を経由してミヤケの労働力の徴発を行っている点から、県支配下の民衆は王権にとって埒外の存在であること、国造制が成立して以降、王権による民衆に対する支配が可能になったことを推測した。これまでは県主と在地首長制論が結びつくことで地域支配制度としての位置づけがなされてきたが、

県主は首長としての性格によって支配、労働力の徴発を可能としていたと考えられ、それを踏まえて制度史的視点にたつて県主を捉えた場合、その土地および生産物を貢納することによって王権に関わっていた存在と位置づけられる。このようなシステムは、王権がその人物を通じて配下の民衆を支配していないという点において人制と類似していると考えられる。すなわち六世紀前半において国造制や部民制が成立する以前は、王権にかかる労働力や物的貢納を求めるとどまっていた王権権力の脆弱性を推測させる。そして県はこれまで、県主が在地首長で、彼らを通じて地域支配を行っていたという前提からの論理的要請として、人間集団などと理解されてきた。第二章では県主を上記のように位置づけた以上、人間集団と捉えることは不可能で、王権の直轄地として捉えるべきと考えた。県・県主は地域支配制度という捉え方は誤りであって、あくまで王権にかかる存在であったと考えられる。この点は県・県主が相対的に国造制以前に存在していたこと、国造制成立以降も次元を異にして併存し得ること、そして県主が内廷と直結し、供御料を貢納し、家政に必要な物資を提供するという先行研究の理解とも合致することと矛盾しない。このことこそが県・県主制として位置づけることができると結論づけた。

第三章では国造制の成立過程に焦点をあてた。先行研究から導き出される問題点として次の点をあげた。一点目は国造制の成立を見る場合、何を基準にするかという点である。八〇年代以降の研究において基準とされた「国」か、造か。この両者を区別せずに「国造」の成立と捉えると成立基準が曖昧なため、従前の研究のようにその内容・時期が抽象的に捉えられ、結果として不明瞭なものになってしまう。国造制成立における成立基準を明確にする必要がある。二点目として、在地首長制とは切り離した制度的な意味での成立である。これまでは在地首長制論と結合することで、在地首長としての性格の変化を見る向きが強かったが、それでは国造制の成立をみることはできない。在地首長がどのように変化したのか、という視点ではなく倭王権がそれまでの在地首長をどのような形で編成することで国造として認識し、その立場を変化させたのか、という視点が必要となる。三点目として国造制成立の背景があげられる。一点目、二点目を明らかにした場合、どのような要因に起因するのかを明らかにする必要がある。これらの問題意識のもと、造を基準にする場合、伴造などとの差異が明らかにしえないこと、その場合在地首長の性格に着目することになってしまうことから「国」に着目して検討した。その結果、領域の性格を「共同体的領域性」・「制度的・共同体的領域性」・「制度的領域性」と分類し、国造制における「国」は「制度的・共同体的領域性」という概念で捉えられるとした。そして「国」の成立こそが国造制の制度的成立と捉えた。国造制の成立は磐井の乱後に西国に施行され、その後崇峻朝に東国に施行されるという従来の指摘に加え、西国においては対外関係と列島内の社会構造の変化に起因する形で成立したこと、東国においてはその性格や軍事的要因に起因する形で西国より遅れて成立したと指摘した。国造制は列島内の社会構造、東西の不均等性に規定されつつも、それらを含みこむ形で成立したものと考えた。

第四章ではこれまでのミヤケ制研究を振り返り、ミヤケ制研究がもつ射程を検討した。古くはミヤケ制研究は土地所有との関係から検討され、面的展開と国家形成史が結合して捉えられ

てきた。しかし記紀批判など研究手法の深化によって、面的展開と国家形成史の結合が切り離され、本質論に移行した。それに加えて第四章では地域支配制度としての性格が一般化しえないことを示し、王権の施策を確実に機能させる装置として捉え、基本属性の概念の広さゆえに、国造制や部民制、評制などに限らず多くのものに解消されると考えた。このように現在のミヤケ制研究は本質論のなかで一定の到達点にあるが、一方で地域支配の中にどのように位置づけるかという点は検討されていない。土地支配を前提とした位置づけのまま現在に至っているきらいがあり、改めて位置づけを検討する必要がある。土地支配としての位置づけが否定された以上、ミヤケ制単独で国家形成史を射程に置くことは困難である。ミヤケ制は律令制成立までの地域社会に通底し、地域支配や開発・生産または外交の実態を復元するには有効な視点であろう。しかし同時にあらゆるものに通底するという性格上、あらゆるものに解消され、それを単独で評価し、枠組みに組み込み国家形成史と結びつけるのは過大評価といわざるを得ず、誤った地域支配像を与えてしまう。そのためミヤケ制は地域支配制度や国家形成史とは結びつけず、本論文であげた地域支配制度を補助する役割として位置づけることができると考えることが出来よう。

第五章では南関東での武蔵国造の乱を素材として、国造制とミヤケ制の具体例を検討した。特に使主と小杵の本拠について、これまでの先行研究とは異なり、使主が南武蔵に勢力をもち、小杵が北武蔵に勢力を持っていたと理解するほうが交通路との関係や系譜関係から自然であると推定した。そして六世紀の南武蔵は王権と東海道を經由して関係を結んでいたといえる。そして元来異なる勢力を持つことから、この争乱を契機として、南武蔵が武蔵国一帯を勢力下におさめたという動向を見て取ることが可能である。続いてミヤケの検討を通じて、ミヤケは評家にはつながる場合もあるが、それは一般的なものではないと理解した。一般的には豪族居館がいわゆる評家の役割を持ち機能していたといえる。

第六章では評制の史的前提と史的意義について検討を行った。本章は第三章から第五章までで検討した六世紀以降の地域支配制度をまとめる位置づけでありつつも第七章の評制の展開過程への橋渡しの位置づけも持つ。ここでは評制がいかなる状況から成立してきたのか、評制成立前夜として国造制と部民制がどのように関係していたのかということを検討した。評制を考える上でまずはその史的前提として大化以前の社会構造を検討し、それを踏まえて評制の史的意義について検討する必要があるという視点で論を進めた。評制の史的前提としてあるのは国造制と部民制で、基本的には国造制を評制施行以前の地方支配制度の根幹に据えるべきであるということを確認した。そして国造制は一定の領域区画によって編成されている一方、部民制は国の規模よりは小さい、領域にとらわれない、同族あるいは擬制的同族関係にあらわれるような族制的原理に基づいて編成されるという、社会編成原理の差異を示した。その結果、国造制と部民制は貢納関係などが別系統として扱われることとなる。しかし領域内における国造の一元的支配は否定されるものではなく、部民に編成された人間集団は国造と伴造に対して両属的な位置にあることを示した。地域社会は上記のような社会編成原理によって構成されていたが、地域社会内部の秩序は肥大化・錯綜化をおこし、大化頃には国の一元的秩序を維持する

ことは困難となり、多層的な秩序及びそれに基づく貢納奉仕関係が生まれ始めていた。そしてそれらを止揚する形で一元化を果たす評制が成立したものと考えた。評制の意義は社会編成および貢納奉仕関係において評価すべきである。様々な紐帯で結びついた人間集団を王権による一定の社会編成原理に基づいた単位でなくむしろ実態の多様化を包み込んで止揚した社会編成の単位として捉えた。

第七章では第六章で素材とした評制がいかなる展開を見せるかという点を検討した。評制が前後期に分類できるとする点はこれまでの研究でも明らかにされてきたところである。そこでは評家の成立や五十戸から里への変化が天武朝の国境画定事業を境として行われたとされた。しかしこの場合議論になっているのは主に領域と社会編成の関係性といえる。評制の展開に関する一つの視角としては首肯すべきであるが、これのみでは一面的な議論に終始してしまうという反省点から、評制の展開過程を異なる視点から他制度との関連を踏まえて明らかにし、多面的に捉えるという目的のもと論をすすめた。この目的を達成するために、第一に評官人の任用システムの検討を通じた評官人の位置づけの変化、第二に国司の位置づけの変化、第三に国造の位置づけの変化という三点の課題を設定し、王権から見た制度史的視角より評制の展開過程を検討した。郡司任用システムの主要なポイントである国擬・式部省銓擬・郡司読奏・任官儀の中で、郡司読奏は先行研究が示すように、郡司と他の律令官人との比較において郡司の特質を見出すことは可能であるが、時間軸の上で郡司の特質を見出すことは困難であると示した。そこで評官人から郡司までの時間軸の中で、評官人の位置づけの変化の有無及びその過程を見出す場合は国擬・式部省銓擬こそがポイントとなることを指摘した。つまり国擬・式部省銓擬が成立するまでは評官人の任用については地域社会の主体性を強く見ることができ、それらの成立以降は、任用論理の上では王権による審査、すなわち王権の主体性が入ることになる。そこに地域社会の論理を王権が（天皇が）主体的に秩序付けていく意思の存在を見ることができ、評官人の位置づけの変化を見出すことができよう。国擬・式部省銓擬に着目すれば、国司が常駐し始める時期、法官の存在を基準として検討した。法官の存在は史料上天武天皇七年まで遡るといえるが、国司が常駐し始める時期として、冠位の制定、調の未進について国司が責任を負うとあることから天武五年ごろと推定した。それに伴い、国擬の成立時期も天武天皇五年まで遡ると考えた。すなわち評制の展開過程において評官人の任用システムという視角から捉えれば、大化以前の国造・伴造的な任用形態から、天武天皇五年から天武天皇七年を境としてシステム化された郡司的なそれに変化し、その背景には国司の常駐、すなわち国司の位置づけの変化があったと考えた。三点目の課題である国造の位置づけの変化、とりわけ大化以後の国造について検討を加えた。国造は評制施行時に廃止されたわけではなく、存在自体は令制下まで続くことは史料上確認可能である。しかし王権は国造を首長的位置づけを認めているわけではなく、王権は天武五年の詔によって残存していた旧国造を地域社会における神祇祭祀に特化した存在として位置づけた（旧国造の廃止とは異なる）と考えられる。その背景には国司の常駐・位置づけの変化が密接に関連していたと考えられる。これらを総合すると、天武五年から七年を境として大化以前の首長的性格を多分に引き継いだ評官人から、官人的要素を持つ評

官人への変化が考えられる。法官が成立し、国司が常駐して地域社会に影響を持ち始め、それとリンクして評官人が王権論理の中で任用されるようになる。またそれと同時期に、国造はそれまでとは異なる位置づけにされたといえる。この一連の変化は評制の性格の変化を表し、さらには国境画定事業、浄御原令まで一連の動きの端緒として捉えることができ、七世紀後半の地域支配制度の大きな転換点といえる。つまり先行研究で言われてきたように評制の展開過程は国境画定事業を境に考えられるべきものではない。これまで前期評・後期評として分類されてきた視角は、領域や社会編成に焦点を当てた場合は有効であるが、評官人など、評の在り方、評制という地域支配制度に焦点を当てた場合、評制の展開過程は第七章で述べた点を含めて一連の動きの中で捉えるべきと考えた。

ここまでの検討によって、地域支配制度はおおよそ三つの段階に分類することが可能となる。王権にかかる人物のみを編成し、民衆に対する支配を行っていなかった、人制、県・県主制の段階（六世紀初めまで）、国造や伴造に代表される「造」表記を持つ人物を結節点として間接的に民衆の支配を可能にした段階（七世紀後半まで）、戸籍を通じて王権が直接的に民衆への支配を可能にし、評官人が律令官人的な位置づけを得て、民衆の管理という側面を持ちだした段階（七世紀後半以降）となる。

すなわち、地域支配制度は六世紀の国造制・部民制の成立をもって認めることができるだろう。それ以前の人制、県・県主制については地域支配制度とみることはできない。そして第七章で述べたように七世紀後半になると国造制・部民制を修正した評制が大きな転換点を迎える。このことは倭王権の支配論理の展開とも直結する。倭王権による六世紀以降の地域支配については、「造」が重要な役割を果たしていたと考えられる。国「造」や伴「造」といったものたちは、民衆と王権の結節点として存在し、王権は「造」を通じて民衆を支配していたと考えられる。当然王権が民衆を直接支配するためには戸籍の成立を待つことになるが、「造」段階では間接的に王権の支配下にあったと考えられる。一方で七世紀後半になると、部民制が解体に向かい、国造制もそれまでとは異なる位置づけに変化する。また、五十戸造から里長への変化も見る事ができる。そしてそれに前後して戸籍がつくられ国司が常駐性を帯びてくるようになる。国司が官僚的要素を持ち、評官人もその任用システムから官僚的要素をもつ。すなわち「造」表記に代表されるものが地域社会の中から消えていくことがわかる。そして戸籍の作成により王権による個別人身支配が行われるようになってくる。

このことは「造」が前代的な人格的關係を紐帯とした関係性の上に成り立つ統括者で、さらには彼ら「造」を王権が統括することで列島内を掌握していたと考えられる。その後、国境画定や戸籍の作成を経て、民衆は土地に緊縛されることになり、「造」の役割は必要条件ではなくなった。そして管理者としての官僚が登場するようになる。日本古代における地域支配制度は「造」を出発点とし、それが官僚的存在の登場によって消えていくといえる。これまで地域支配制度の研究は在地首長制論と結合することですべてを地域支配制度とみるというある意味一面的に捉えられてきたが、本論文では在地首長制論と切り離すことにより、一定の段階差を析出することが可能になる。そしてこのことは国家形成史にも深く関連する。すなわち王権が



いかに地域社会を組織・支配していくかということが明確に示され、六世紀段階で国家が形成されてくると考えることができる。本論文は国家形成史に対して一定の見解をだすことができると同時に、これまで日本古代史、とりわけ地域支配制度研究に存在していた在地首長制論という呪縛を解き、これまでの研究を止揚することで新たな枠組みを提示することができるだろう。その意味で本論文は新たな視角を提示できたと考える。

本論文はこのような結論を導き出したが、課題も残されている。制度史的視角から一定の結論を導き出したが、あくまで制度論に留まることも否定できない。従来の研究が持っていた在地首長制論との結合を解くことは一方で在地首長制論などの理論的枠組みとの関係性について再検討を行う必要も生み出すことになる。本論文は制度史的視角から行ったものではあるが、それは理論的枠組みを否定するものではない。一度その結合を解いたが、国家形成史を正面から再検討するためには、最終的にはやはり制度と実態の両面から見るが必要になろう。そのためには理論的枠組みに対する再検討が必要となろう。また、各章での個別の検討結果も、まだ論じきれしていない部分も少なからずある。これらの課題をクリアすることで地域支配制度の研究は依然研究の余地があり、また国家の形成過程を明らかにできるといえる。